

板戸第一自治会規約

第1章 総則

(目的)

第1条 本会は、以下に掲げる地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 本会の会員相互の親睦に関する事
- (2) 衛生、美化等環境整備に関する事
- (3) 防犯、防災及び交通安全に関する事
- (4) 各種団体との連絡調整に関する事
- (5) 行政情報の活用及び行政との連絡協議に関する事
- (6) 本会が所有する資産及び施設の維持管理運営に関する事
- (7) 将来計画の作成に関する事
- (8) その他本会の目的達成に必要な事

(名称)

第2条 本会は、板戸第一自治会と称する。

(区域)

第3条 本会の区域は、伊勢原市板戸1番地から266番地、270番地の1、271番地の5、272番地から314番地、340番地から352番地、474番地、475番地の1、475番地の11から475番地の15、477番地から502番地、635番地から636番地及び639番地までの区域とする。

(主たる事務所)

第4条 本会の主たる事務所は、神奈川県伊勢原市板戸295番地の8に置く。

第2章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。

(賛助会員)

第6条 本会の賛助会員は、第3条に定める区域に本社及び工場等を有する法人、店舗等を有する個人（区域外に居住）及びアパート等に居住する個人で第8条に規定する入会

申込書を提出していない者とする。

(会費)

第7条 会員及び賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(入会)

第8条 第3条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会を希望する者は、別に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 本会は、前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(退会等)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、退会したものとする。

(1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合

(2) 会員より別に定める退会届が会長に提出された場合

2 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

第3章 役員

(役員の種類)

第10条 本会に、次の役員を置く。

(1) 会長 1人

(2) 副会長 2人

(3) 会計 1人

(4) その他の役員 10人

(5) 組長 組数

(6) 監事 2人

2 前項に定めるほか、必要に応じて相談役を置くことができる。

(役員を選任)

第11条 役員のうち、会長、副会長、会計及び監事は、総会において会員の中から選任する。

2 監事は、前条第1項第1号から第4号までの各役員を兼ねることはできない。

(役員職務)

第12条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があ

らかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 会計は、会の出納事務を処理し、会計に必要な書類を管理する。

4 監事は、次に掲げる業務を行う。

(1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること

(2) 会長、副会長及びその他役員の業務執行の状況を監査すること

(3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること

(4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること

(役員任期)

第13条 役員任期は、原則2年とし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第4章 総会

(総会種別)

第14条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の二種とする。

(総会構成)

第15条 総会は、会員をもって構成する。

(総会権能)

第16条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(総会開催)

第17条 通常総会は、毎年度決算終了後60日以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 総会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(3) 第12条第4項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき。

(総会招集)

第18条 総会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から60日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の30日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第19条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第20条 総会は、総会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(総会の議決)

第21条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 総会の議決すべき事項のうち、特に緊急を要するため総会を開催する時間的余裕がないことが明らかである時は、役員会で議決の上執行し、会長はこれを次の総会において報告し、その承認を求めなければならない。

(会員の表決権)

第22条 会員は、総会において、各々1箇の表決権を有する。

- 2 次の事項については、前項の規定にかかわらず、会員の表決権は、会員の所属する世帯の会員数分の1とする。
 - (1) 事業報告及び決算報告
 - (2) 事業計画及び予算案
 - (3) 合理的で地域で認められている事項

(総会の書面表決等)

第23条 止むを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

- 2 前項の場合における第20条及び第21条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第24条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所

- (2) 会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む）
 - (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印をしなければならない。

第5章 役員会

（役員会の構成）

第25条 役員会は、組長を除く役員をもって構成する。ただし、監事は表決権は有さない。

（役員会の権能）

第26条 役員会は、この規約で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（役員会の招集等）

第27条 役員会は、原則毎月開催する。ただし、会長が必要と認めるときは、臨時に招集できる。

- 2 会長は、役員³の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から60日以内に役員会を招集しなければならない。

（役員会の議長）

第28条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

（役員会の定足数等）

第29条 役員会には、第20条、第21条第1項、第22条及び第23条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第30条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生ずる果実
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第31条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第32条 本会の資産で第30条第1号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において3分の2以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第33条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第34条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第35条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支計算書、財産目録等を作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後60日以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第36条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第37条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かつ、伊勢原市長の認可を受けなければ変更することはできない。

(解散)

第38条 本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の処分)

第39条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の3分の2以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第8章 雑則

(備付け帳簿及び書類)

第40条 本会の主たる事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかななければならない。

(委任)

第41条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、役員会等が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成25年4月21日から施行する。
- 2 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第34条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 3 本会の設立初年度の会計年度は、第36条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から平成26年3月31日までとする。